（経営革新計画の承認の申請）

第十四条　法第十四条第一項の規定により経営革新計画に係る承認を受けようとする特定事業者は、様式第十三による申請書一通及びその写し一通を行政庁に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。

一　当該特定事業者（法人である場合に限る。）の定款

二　当該特定事業者（組合等の場合にあっては、当該経営革新計画に参加する全ての構成員）の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

3　［略］

（経営革新計画の変更に係る承認の申請）

第十五条　法第十五条第一項の規定により経営革新計画の変更に係る承認を受けようとする特定事業者は、様式第十四による申請書一通及びその写し一通を行政庁に提出しなければならない。

2　［略］

（経営力向上設備等の要件）

第十六条　法第十七条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

四　機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウエアのうち、事業者が策定した投資計画（次に掲げるいずれかの要件を満たすことが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

イ　当該事業者が行う認定経営力向上計画の実施期間の終了の日を含む事業年度（ロにおいて「計画終了年度」という。）において減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の額を総資産の額で除した値を百分率で表した値が、当該認定経営力向上計画の開始の直前の事業年度（ロにおいて「基準事業年度」という。）における当該値より、次の表の上欄に掲げる当該認定経営力向上計画の計画期間（ロにおいて「計画期間」という。）に応じ、同表の下欄に掲げる水準以上上回ること。

計画期間	水準
三年間	○・三
四年間	○・四
五年間	○・五

ロ　計画終了年度の売上高を有形固定資産の帳簿価額で除した値を百分率で表した値が、基準事業年度における当該値より、次の表の上欄に掲げる計画期間に応じ、同表の下欄に掲げる水準以上上回ること。

計画期間	水準
三年間	二パーセント
四年間	二・五パーセント
五年間	三パーセント

2　前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

四　機械及び装置（発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）、工具、器具及び備品（医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作を

（経営革新計画の承認の申請）

第十五条　法第十四条第一項の規定により経営革新計画に係る承認を受けようとする中小企業者及び組合等は、様式第十三による申請書一通及びその写し一通を行政庁に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。

一　当該中小企業者及び組合等（法人である場合に限る。）の定款

二　当該中小企業者及び組合等（組合等の場合にあっては、当該経営革新計画に参加する全ての構成員）の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

3　［略］

（経営革新計画の変更に係る承認の申請）

第十六条　法第十五条第一項の規定により経営革新計画の変更に係る承認を受けようとする中小企業者及び組合等は、様式第十四による申請書一通及びその写し一通を行政庁に提出しなければならない。

2　［略］

（経営力向上設備等の要件）

第十七条　法第十七条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

［新設］

2　前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

［新設］